りの常習犯逮出会とタヽ云つぶせ！　下から　心を見ています

又兄諸君に訴ぶ！

今朝誰かのお母さんが私の父の娘を帰してやさい」とおつて年議国事部へ
つて来られました　幹事がおつてよく事情をお話したら「それなら心配は入りませ
ん様」と言つて帰られた　又兄諸君よ!!　吾々は決して徒らにワアヽ騒くのを目
的としてゐるのではない　吾等の苦しい生活を少しでもよく仕様と思つてやつく
ゐるのであります　一日もよく吾れを勝たせるために　又兄諸君よ　吾々を助けて
戴きたい　年議国に入つてゐるのは決して危険でも何でもないこの点はお心を見
ひます

別記(二)　一場側ノ回答

第一項(イ)ハ拒絶　(ロ)拒絶　(ハ)ハ徐々ニ考慮
第二項　絶対拒絶
第三項　拒絶
第四項ハ一ヶ月皆勤者ニ対シ一ヶ月二日分
第五項ハ二週間分
第六項ハ第一第三日曜日但シ仕事ノ都合ニヨリ変更スル
第七項ハ五分迄認ムルコト
第八項ハ拒絶
第九項ハ全部拒絶
第十項ハ兼認　但シ当局ノ許可ヲ必要トスルモノハ其ノ手続ヲ了シタル後
第十一項　反対
第十二項　兼認
第十三項ニ反対